



平成27年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 松 風
代表者名 取締役社長 根 來 紀 行
(コード番号 7979 東証第1部)
問合せ先 執行役員 総務部長 長畑 喜代志
(TEL 075-561-1914)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第143回定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役制度の導入にあたり、取締役の員数を7名以内から8名以内に変更するほか、社外役員に有為な人材を招聘し、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約を締結できるように、定款を変更するものであります。

また、執行役員の業務執行機能を高め、経営基盤の強化を図るため、役付執行役員の適時適切な人事を行うことを可能にするため、定款の役付取締役に関する文言を一部削除するものであります。

さらに、上記定款変更に際して条文を新設したことに伴う条数の繰り下げを実施するものであります。なお、本件につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月25日(木)

定款変更の効力発生日 平成27年6月25日(木)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
(員数) 第18条 当会社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。 (役付取締役及び代表取締役の選定) 第24条 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、 <u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役</u> を選定することができる。 2. 取締役社長は、代表取締役とする。 3. 取締役会の決議をもって、 <u>第1項の役付取締役の中から代表取締役を選定する</u> ことができる。	(員数) 第18条 当会社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。 (役付取締役及び代表取締役の選定) 第24条 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長を選定することができる。 2. 取締役社長は、代表取締役とする。 3. <u>前項のほか、取締役会の決議をもって、取締役の中から代表取締役を選定する</u> ことができる。
(新設) 第27条～第33条 (記載省略)	(取締役の責任限定契約) 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(新設) 第34条～第39条 (記載省略)	(監査役の責任限定契約) 第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
	第36条～第41条 (現行どおり)

以上